

令和元年8月13日

中津川市長 青山節児 様

中津川市個人情報保護審査会

会長 後藤 武夫

旧優生保護法に関する個人情報の岐阜県からの収集及び提供について（答申）

令和元年7月25日付け中総第22号諮問第4号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

## 記

### 1 審査会の意見

中津川市個人情報保護条例第6条第2項第2号及び同条第3項第7号並びに同条例第7条第1項第4号に基づき諮問がありました、「旧優生保護法に関する個人情報の岐阜県からの収集及び提供について」は、審議の結果、公益上特に必要があると判断する。その理由は、以下のとおりである。

なお、当該情報は岐阜県に回答を行った後、速やかに適切な方法で破棄をすることとし、通知を行う際に当該者が既に申請を行っていないかを十分に確認するよう岐阜県に対して申し入れること。

- (1) 社会的差別の原因となる個人情報の収集については、当該個人情報の本人の利益のためにやむをえないと認められること。
- (2) 個人情報を本人以外から収集することについては、当該事務の性質上やむをえないと認められること。
- (3) 個人情報を外部提供することについては、岐阜県へ必要最小限の情報を提供するにとどまっており、かつ、当該個人情報の本人の利益のためにやむを得ないと認められること。
- (4) 個人情報の収集及び提供をする実施機関は、中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）第2条第1号に規定する市長に限定されていること。
- (5) 個人情報の収集及び提供をする目的が、旧優生保護法に基づく優生手術に関する岐阜県保有資料の存在について市内の対象者に通知を行い、適切に救済を受ける機会を提供するために限定されていること。
- (6) 個人情報の収集及び提供をするにあたって、中津川市個人情報保護条例

又は岐阜県個人情報保護条例を厳守し、適切に取り扱われるものと解されること。

- (7) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律附則には、「旧優生保護法に基づき、多くの方々が心身に多大な苦痛を受けてきた。」「このことに対して、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。」とされており、同法第12条には「優生手術を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害の特性に十分配慮し」「国及び地方公共団体は、十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずる。」「一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。」とされている立法の趣旨を鑑みると、周知するための措置として当該情報を収集及び提供することは、公益性が認められる。

## 2 審査会の処理経過

| 年 月 日     | 経過          |
|-----------|-------------|
| 令和元年7月25日 | 諮問書受理       |
| 令和元年8月7日  | 実施機関の説明及び審議 |
| 令和元年8月13日 | 答申          |

## 3 中津川市個人情報審査会委員

| 役 職 | 氏 名   | 備 考           |
|-----|-------|---------------|
| 会 長 | 後藤 武夫 | 弁護士           |
| 委 員 | 池田香代子 | 人権擁護委員        |
| 委 員 | 高田 尚彦 | 中京学院大学経営学部准教授 |